

製品起因による事故ではないと判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考	参考情報
1				該当なし		

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202400333 令和6年7月1日(東京都) 令和6年7月10日	扇風機	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたためコンセントを抜いたが、当該製品の内部部品から異臭がし続ける火災が発生した。	当該事業者は、自宅で当該製品を使用中、異臭を伴う火災のおそれが生じた旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後の合同鑑識で、火災に至らない事故とされたことから、重大製品事故に該当しないため、対象外とした。	
2	A202400392 令和6年7月17日(大阪府) 令和6年7月26日	電動車いす(ハンドル形)	(火災) 発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	当該事業者は、当該製品を焼損する火災が発生した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、警察及び消防の調査により、バッテリー(鉛蓄電池)、モーター、操作基板等、車体の電気部品から出火した痕跡は認められず、放火が原因であるとの合意に至った旨の連絡を受けたため、重大製品事故に該当しないことから、対象外とした。	
3	A202400436 令和6年6月3日(大阪府) 令和6年8月5日	バッテリー(リチウムイオン、電動バイク用)	(火災) 物置で異音とともに当該製品から発煙する火災が発生した。	当該事業者は、輸入販売している電動バイク用のバッテリーについて発火事故があったとの連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防及びNITEの合同調査により、当該事業者の輸入した製品に起因する発火事故ではないことが判明したため、報告義務者ではないと判断した。火元となった電動バイク用のバッテリーの製造/輸入事業者の特定には至らなかった。	
4	A202400445 令和6年7月7日(神奈川県) 令和6年8月6日	エアコン(室外機)	(火災) 火災が発生し、現場に使用中の当該製品があった。	当該事業者は、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、放火が原因であり、当該製品に起因する発火事故ではなく重大製品事故に該当しないことから、対象外とした。	
5	A202400463 令和6年7月27日(兵庫県) 令和6年8月9日	ブルーレイレコーダー	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	当該事業者は、当該製品を使用中、火災のおそれが生じた旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防、事業者、NITEによる合同調査を実施したところ、消防機関から、「本件は火災扱いではない。」旨確認したとの連絡を受けたことから、重大製品事故に該当しないため、対象外とした。	